

一部事務組合下北医療センター議会第127回定例会会議録

議事日程

平成28年9月29日（木曜日）午後2時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第11号 平成28年度一部事務組合下北医療センター補正予算

（監査結果報告）

（2）議案第12号 平成27年度一部事務組合下北医療センター決算

（3）報告第2号 平成27年度一部事務組合下北医療センター継続費精算報告書

（4）報告第3号 平成27年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率について

（5）報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1 番	工藤祥子	9 番	正根秋雄
2 番	菊池広志	10 番	岩泉盛利
3 番	菊池光弘	11 番	小笠原清春
4 番	岡崎健吾	12 番	奥島貞一
5 番	佐賀英生	13 番	杉山太
6 番	斉藤孝昭	14 番	蛸島巨
8 番	佐々木肇		

欠席議員（3人）

7 番	濱田栄子	16 番	宮川尚
15 番	竹内典和		

出席説明員

管 理 者	宮 下 宗一郎	むつ総合病院院長	斉 藤 洋 一
代表副管理者	金 澤 満 春	国民健康保険長	佐 藤 信 彦
副 管 理 者	越 善 靖 夫	国民健康保険所長	徳 田 勝
副 管 理 者	飯 田 浩 一	国民健康保険所長	山 本 信 哉
副 管 理 者	樋 口 秀 視	国民健康保険所長	中 津 朝 子
代表監査委員	阿 部 昇 正	国民健康保険所長	畑 中 能 文
むつ総合病院長	阿 橋 爪 正	国民健康保険所長	中 村 昭 彦
事業本部事務局長	飛 内 導 明	国民健康保険所長	竹 山 清 信
事業本部事務局長	鳴 海 幸 子	東通地区診療所長	小 田 晃 廣
事業本部事務局長	鳴 海 幸 子	佐井地区診療所長	
むつ総合病院長	柳 谷 孝 志	監事 査務 委員 員長	
むつ総合病院次長	木 村 善 弘	監事 査務 委員 員幹	
むつ総合病院院長	青 山 諭		
むつ総合病院幹事			

出席事務局職員

事業本 部 査	吉 田 由佳子	事業本 部 査	高 田 耕 次
事業本 部 査	奥 島 敏 博	事業本 部 査	柳 田 雄 規
事業本 部 査	二本柳 隼 介	事業本 部 査	仁 木 陣

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（斉藤孝昭） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第127回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13人で定数に達しております。

これから本会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（斉藤孝昭） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番菊池光弘議員及び9番正根秋雄議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第3 行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） このたびむつ総合病院で職員による窃盗事件が発覚いたしました。

院長からは、昨日詳細報告を受け、私からはいわゆる不祥事が続いていることもあって、時間がかかるかもしれないが、患者さん一人一人を大切にすることで下北の住民の方々から頼られる病院を目指していきましようとして申し上げました。

下北医療センターも一体となって医療圏の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

事件の概要につきましては、院長より説明をさせます。

○議長（斉藤孝昭） 院長。

○むつ総合病院長（橋爪 正） このたびむつ総合病院で働く看護師が入院患者のお金を盗むという、あってはならない事件が発覚しました。この時期に下北住民の皆様の信頼を裏切る不祥事の再発に至り、衷心よりおわび申し上げます。

事件の概要であります。7月の下旬、入院患者の金銭2,000円がなくなったことを発端として、警察の捜査によって当病院勤務の看護師の窃盗であることが明らかになったものであります。その後取り調べによりまして、当該入院患者からは数週間前にも5万円を窃盗したほか、同僚看護師の金銭、親睦会費で計3件の窃盗を認めており、合計5件、7万7,000円に及んでいることがわかりました。

窃盗した金銭は、既に本人により全額弁済されておりますが、看護する患者の金銭を盗むという、決して許されざる事件を起こしたことから、9月28日、昨日付にて地方公務員法第29条に基づき、当該看護師を懲戒免職処分といたしました。また、監督責任として、直属の上司である看護師長を戒告、看護局長及び担当の看護局次長を嚴重注意といたしました。

このたびの不祥事は、当病院の基本理念に掲げ

る信頼される病院に対して重大な裏切り行為であり、まことに残念でなりません。しかし、改めて信頼なくして医療は成り立たないとの当たり前の認識に立ち、今後の信頼回復に向けて日々職員一人一人が努力を積み重ねていく所存であります。それぞれが自覚と緊張感を持って日々の職務に取り組んでいく所存でありますので、関係各位のご指導を切にお願い申し上げるとともに、議員各位並びに下北の住民の皆様に対して衷心よりおわび申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（斉藤孝昭） これより質疑を行います。ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。菊池広志議員。

○2番（菊池広志） 質問させていただきたいと思えます。

病院の中というものは、例えば見舞いに来た方がお見舞いとした形でお金等々が置かれている機会がよくあると思うのです。そしてまた、その中でやはりそのようなことが置き忘れたという形であることもよくあると聞いております。やはりそういう部分で、盗んだ方は当然これは問題はあるわけですが、ただそのような状況下にあるときにそれを病院のほうとしても指導をするべきではないかなというような気持ちもあります。そういう点については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） お答えいたします。

入院患者、金銭の管理に関しましては、特に入院患者と申しますか、入院患者の金銭の管理と申しましては、基本的に第一には入院患者本人が管理していただくというのが基本だと考えております。その意味で、床頭台と申しますか、ベッドのすぐ近くの引き出しがあるところ、そこには鍵

のかかる金庫を備えております。そういうことで考えております。

ただ、本人の病状等により、それがかなわない患者の場合は、やはりその次は身内の方に管理していただきたいと考えております。病院のほうで管理するというのは、基本的にはしないということで考えておりますので、そういう意味ではその方々に管理をしていただきたいなと思っております。そういうふうに指導もしております。

以上でございます。

○議長（斉藤孝昭） 菊池広志議員。

○2番（菊池広志） 基本的には、金銭に関しては、病院側としては管理はしないというようなことは、私もそういった意味はわかるのです。ただ、どうしてもそういう部分で、基本的には管理はしないと言いつつもこのようなことがあると、県内の中でもむつという名前が出るわけですが、そういう点で考えますと、基本的にはということはおっしゃいますけれども、そういうような指導はしていけないと、注意を勧告していけないと、このような事件というものは人一人ずつが行う業であります、こういうことは。でありますので、この方が捕まっていなくなったからといって、そのことがなくなるかということ、次々とするというようなことも考えられますので、基本的にはと言わずに、そういうお金に関しては指導していただきたいな、このようにお願いを申し上げまして、以上で質問を終わります。

○議長（斉藤孝昭） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由説明

○議長（齊藤孝昭） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第11号及び議案第12号並びに報告第2号から報告第4号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました2議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第11号 平成28年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、収益的収支において、むつりハビリテーション病院では、指定管理者となっております一般社団法人むつ下北医師会の平成27年度病院決算における赤字を補填するため市町村補助金及び経費を増額しております。

また、資本的収支において、大間病院では機械備品購入費の増額と、それに伴う補填財源を改めております。

脇野沢診療所では、機械備品購入費及び企業債を増額しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が123億2,997万9,000円、支出が121億6,262万7,000円となります。

また、補正後の資本的収支の予定額は、収入が19億4,778万9,000円、支出が23億5,170万2,000円となります。

次に、議案第12号 平成27年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。まず収益的収入及び支出についてご説明いたしますと、税込み決算で、収入は前年度と比較して19億8,330万8,478円、13.5%減の126億9,349万3,740円で、支出は前年度と比較して36億2,011万5,838円、

23.1%減の120億6,549万2,538円となり、税抜き決算では6億2,289万2,290円の純利益が生じました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、収入は14億7,710万5,252円で、支出は19億423万6,986円となり、収入額が支出額に不足する額4億2,713万1,734円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、不良債務の状況についてご説明いたしますと、センター全体では前年度と比較して3億8,736万2,408円減の2億838万3,171円となりました。

大畑診療所は、前年度と比較して2億8,840万5,054円減の9億1,611万8,166円となりました。

風間浦診療所は、平成27年度をもって不良債務が解消いたしました。

次に、報告第2号 平成27年度一部事務組合下北医療センター継続費精算報告書についてであります。これは平成26年度から実施してまいりましたむつ総合病院にかかる東西診療棟冷温水発生機改修事業及び東西診療棟空調制御システム改修事業の2事業につきまして、平成27年度をもって終了したことから、地方公営企業法施行令の規定に基づき、報告するものであります。

次に、報告第3号 平成27年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてであります。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、平成27年度決算における資金不足比率は算出されませんでした。

次に、報告第4号についてであります。本報告は平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてでありまして、大畑診療所に係る不良債務解消のための市町村補助金を増額しておりますほか、決算見込み及び事業費の確定により

関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案3報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長（斉藤孝昭） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第5 一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員から一般質問の通告を受けておりますので、これを許可し、工藤祥子議員の登壇を求めます。工藤祥子議員。

（1番 工藤祥子議員登壇）

○1番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。一部事務組合下北医療センター議会第127回定例会において一般質問をいたします。

ことし7月の地元紙によると、県内23自治体病院5月1日現在の常勤医師数が研修医107名を含む535人で、病院を運営する上で必要な総数765人より230人不足していると報道されました。県国民健康保険団体連合会の調査結果です。全体の充足率は、前年度を0.2ポイント下回る69.9%、むつ総合病院は必要医師数88人に対して31人不足で、充足率は県平均69.9%より低い64.8%です。下北医療圏の中核病院であるむつ総合病院の医師不足の厳しさは、依然変わらず住民に降りかかってきています。

整形外科医派遣について、以前は1カ月に1回でも来て薬を出してほしいとの高齢者の声は今ではそれが無理なら2カ月に1回でもという声になってきています。医療機関より高いという市販の塗り薬、張り薬を買って痛みを和らげ、我慢していると聞いています。

眼科についても白内障の手術のできる医療機関がむつ下北では民間医院1カ所だけで、それも半年先まで予約があり、やむを得ず、ある人は青森の病院で手術を受けることにしたそうです。

これらは、下北の医療過疎のほんの一部の実態です。厚労省は、将来の医師過剰を見越し、医学部定数削減を検討しているとしていますが、これらの下北の実態、首都圏と地方の格差等、声を上げ続けていきたいと、まず述べて一般質問に入りたいと思います。

さて、第1の質問、むつ総合病院人工透析センターについて質問いたします。今まで下北圏域外の医療機関に通院していた患者さんにとって、待ちに待った開設です。新たにベッド数50床の人工透析センター建設ということですが、ベッド増設に伴う負担に対してはどのようなになるのか、お聞きいたします。

第2の質問、治療に関する質問です。6月の地元の報道で青森県保険医協会が行った調査の結果が掲載されていきました。県内医科、歯科医療機関に対して、昨年12月末までの3年間で経済的理由によると思われる患者の治療中断があったかと聞いたところ、約4割の医療機関があったと答えたと聞いています。調査は、ことし1月から2月末までの県内の医科539施設、歯科428施設の計967施設に質問を配り、92施設から回答を得たものです。中断したと思われる人の病名は、高血圧症、糖尿病、脂質異常、鬱病、気管支ぜんそく等です。歯科では、歯にかぶせものをする治療で中断が多かったとしています。むつ総合病院では、経済的理

由と思われる治療中断はあるのでしょうか。お聞きいたします。

第2の質問の2つ目として、医療相談室が設置され、市民の方から喜ばれていますが、どのような相談が多いのでしょうか。また、どのように対応しているのでしょうか。主な点をお知らせください。

第3の質問、診断書作成についてです。仕事中にけがをし、むつ病院で治療を続けてきた方が労働監督署に提出する診断書を願ったところ、1カ月後に来てくださいと言われました。そして、1カ月後の指定日に診てもらい、その日に診断書を受け取ったそうです。ほかの人も1カ月かかったということで、労働監督署に提出してから2カ月以上たってからお金が本人によやく振り込まれるため、生活費のやりくりが大変との訴えがあります。もう少し早く作成できないのでしょうか。それができないのはどうしてでしょうか。お尋ねいたします。

第4点目、地域医療構想について質問いたします。3月の医療センター定例会において質問した私への答弁では、県が示した2次医療圏構想を踏まえ、本年度内策定に向け、市町村、医師会、病院治療者、介護事業者等で構成される地域医療構成調整会議の場で具体的な検討が行われるということでした。そして、そのメンバーについては、下北医療圏については詳細、どのような形になるのか定かでないということでした。本年度末までを目標にということですが、下北ではまだ調整会議は開かれていないと聞いています。

そこで、その調整会議の構成メンバーについて要望したいと取り上げました。ことし4月の地元紙によると、地域医療構想を検討する会議の委員に住民や患者が入っていないことが東大公共政策大学院の研究チームによる調査でわかったと報道されていました。この調査に回答を寄せた都道府

県は42、委員の人数や内訳がわかった39道府県のうち、住民や患者の委員がゼロという例が21件だそうです。その半分以上が会議の委員として住民と患者の参加がないということが指摘されたわけです。下北医療圏の病院ベッドの削減率が2025年時点で現在比34.5%減の目標です。住民に大きな影響を及ぼします。近いうちに開かれる調整会議の構成メンバーに住民代表、患者代表を含めたいと強く要望いたします。管理者としての考えをお聞きいたします。

これで壇上からの私の質問を終わらせていただきます。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、新透析センター建設について、スタッフの体制はどのようになるのかというご質問ですが、現在人工透析のベッド数30床に対し、看護師5名から6名、臨床工学技士3名で対応しております。新透析センターのベッド数は50床にふえることから、今後患者数の増加に応じて、段階的に人数をふやしていかなければならないものと考えております。

人材確保の方策として、当院では、むつ総合病院では平成22年10月に看護師等就学資金貸与制度を創設しており、この制度の利用者からこれまでに48名を看護師として採用しております。

また、平成27年度からは、貸し付けの対象を臨床工学技士にも広げ、現在4名の方が貸し付けを受けております。

さらに、看護師等の資格取得者に対しては、定期的な職員採用試験のほか、随時採用試験を実施するなど、人材の確保に努めているところであります。

透析センターのオープンに当たりましては、こ

れらに加え、各部署の人員配置を精査しつつ必要なスタッフを確保し、適切な配置に努めてまいります。

また、透析センター建設に伴い、人工透析に係る医療機器を更新することから、職員の習熟を図るため、機器のメンテナンスや操作に係る研修を実施することとしています。

新透析センター建設工事は、現在基礎工事の段階にあります。市外の医療機関への通院を余儀なくされている患者の皆様にとって待ちに待った施設であります。来年春のオープンに向けて、設計、建築業者をはじめとする関係各位と連携を密にし、万全の体制で臨んでいきますので、いましばらく待っていただきたいと存じます。

次に、2点目の治療について、3点目の診断書の作成について、4点目の地域医療構想についてのご質問は、担当局長からの答弁とさせていただきます。

○議長（齊藤孝昭）　むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志）　管理者答弁に補足させていただきます。

工藤議員ご質問の治療についての1点目、経済事情で治療中断はあるのかについてお答えいたします。治療中断の理由としては、さまざまな要因があると思いますが、経済事情が直接的な原因となっているケースについて、承知できてはおりません。ただ、むつ総合病院では、医療費の支払いに関して分割払い、後日支払いなど、患者さんやご家族の方、個々の事情への対応をしておりますので、会計窓口あるいは医療相談室にご相談いただきたいと思っております。

また、診察時に医師へ経済事情で治療継続ができない旨の申告があった場合は、医療相談室のソーシャルワーカー、または医事課収納係が患者さんから個別に詳細を聞き、対応するシステムになっており、平成27年度の経済的問題に関する相談

件数は延べ66件となっております。その具体的な中身につきましては、限度額適用認定証交付申請の手法方法や、後発医薬品への変更などの説明をしており、ケースによってはむつ市役所内やむつ社会福祉協議会にあります自立相談窓口や年金事務所等へつなげて、経済事情による治療中断がされないように対応しております。

次に、治療についてのご質問の2点目、医療相談で多い内容は何か、どのように対応しているのかについてですが、平成27年度の相談内容として退院先の調整などの退院相談が約8,500件と多く、次に福祉制度に関する内容が約2,000件、退院後のケアなどに関する看護相談やがん相談など、合計で1万4,000件余りの相談となっております。むつ総合病院では、国家資格を持つ社会福祉士が4名、精神保健福祉士が2名、がん相談員や相談専門官などが入院並びに外来患者及びその家族への対応をしております。一番多い退院相談についての具体的事例では、介護保険サービス利用へつなげるようにケアマネジャーへの連絡や訪問介護、訪問入浴、施設申し込みに関する連携などが挙げられます。いずれにいたしましても、患者さんご本人やご家族の不安を少しでも軽減できるよう、日々真摯に向き合い、問題解決に取り組んでおります。

次に、ご質問の3点目、診断書について1カ月かかり、遅いので、早めてほしいについてお答えいたします。むつ総合病院では、慢性的な医師不足に加え、当院を受診される多くの方はかかりつけ医よりも複数科の受診が一度に可能な当院を選択することが多く、2次医療機関でありながら1次医療機関の役割も担うことになり、外来患者が集中している状況にあります。そのため、医師に占める外来患者の割合が多く、時として外来診療時間内に診療を終えることができない状況が見受けられ、医師は診療の合間等に診断書の作成をし

ておりますが、作成に費やす時間を十分に確保できない場合もあります。昨年度における医師が作成する診断書等の件数は、有料となっているものは約8,600件、生活保護の医療要否意見書等の高齢で無料となっているものが約3,000件以上あり、年間で1万2,000件前後の作成を行っている状況で、件数的にもかなり医師の負担になっており、時期的なものや特定の医師に集中した場合などは診断書の作成に時間を要すこともあります。診断書の作成に1カ月以上かかるとのことでしたが、月に数回だけ診療に当たる応援医師が主治医の場合、診断書の作成を依頼してもタイミングが合いませんと作成までに相当の期間を要する場合がありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今後につきましては、早急に医師の増員を図ることは難しい状況にありますことから、医師の負担軽減を図ることを念頭に業務の見直し等を行いながら患者さんにご不便をおかけしないように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（齊藤孝昭） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（飛内導明） 工藤議員ご質問の4点目、地域医療構想について、構想を検討する会議の委員に住民や患者の委員も入れてほしいとのことについてお答えいたします。

地域医療構想につきましては、さきの第126回定例会において工藤議員のご質問にお答えしたところでありますが、平成26年成立の医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県が策定することとされたものでありまして、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、構想区域である2次医療圏ごとの医療機能の必要量など、地域の実情や患者のニーズに応じた資源の適正な配置による医療及び介護サービスの提供体制の確保を目的として、青森県においては本年3月に策定されたところであります。

青森県では、この地域医療構想の実現に向け、地域の現状や将来の目指すべき姿について関係者間で情報を共有し、協議を進める場として去る8月2日、構想区域ごとに医療機関、市町村、医療及び介護の関係団体で構成する青森県地域医療構想調整会議を設置しており、当圏域においては10月下旬に第1回の会議の開催が予定されております。

そこで、地域医療構想調整会議の構成員についてであります。実施主体であります青森県に伺ったところ、国の地域医療構想策定ガイドライン及び他県の状況を参考に総合的に判断し、決定した経緯にあり、現段階では変更は予定されてないとのことでありました。

いずれにいたしましても、当医療センターが下北地域医療の中心的役割を果たすことに変わりはありませんので、今後の調整会議の協議内容や医療環境等を十分見定め、住民の健康や安全、安心が確保されるようしっかり対処してまいりたいと考えております。

○議長（齊藤孝昭） 工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） どうもありがとうございました。第1のむつ総合病院人工透析センターについてですけれども、私もまだまだ勉強不足ですが、この透析センターの看護師、この仕事をするに当たって、今までわからない場面がたくさん出てきて不安だという、そういう看護師さんのお話を伺ったことがあります。しかし、研修等を行って対応するという事なので、その研修を受けていただいて、看護師さんが自信を持って現場で働けるようにということを期待したいと思います。

そうすると、看護師さんの体制は必要なのでしょうか。ベッドがふえても来年はほかの病棟から移るといようなこともあると思うのですが、ほかの病棟への影響はないのでしょうか。

○議長（齊藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） 答弁の繰り返しになるかもしれませんが、透析センターの増床によりまして、患者数の増加によりまして、看護師さんとか臨床工学技士さんとかというのは段階的にふやしていかなければいけないと思います。その辺も含めて採用活動等もしております。随時の採用活動等もしておりますので、その全体の中で適切に配置していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） それでは、心配しなくてもいいということを受けとめます。

第2の質問に対する答弁に対する私の再質問ですけれども、なかなか中身をつかんでいない、承知できていないという答弁でした。しかし、この保険医新聞見ますと、医療機関からの寄せられた声として、糖尿病の患者さんがお金がないからと透析を拒否して亡くなった。できるだけ簡単な治療で済ませてほしいという患者さんがふえた。2,000円しかない、その範囲で治療してくださいという声、また受診回数を減らしたいと言われた。痛いところだけ、悪いところだけ治してほしいと要望された。このような医療機関への患者の声が寄せられています。これは、本当に重いものだと思います。そして、この半年間に医療費負担を理由に検査や治療、投薬を断られたことがあったかという、このような医療機関へのアンケートの結果ですが、あった、これは医科、歯科の全体ですが、42.6%、なかった、これは40.2%、わからない、14.9%、未記入2.3%、このような結果が出ています。青森県の調査だけ、先ほど私報告しましたが、全国的な調査によってもこのような中身が出ています。本当に医療費の負担がふえて、そしてさまざまな貧困とか経済の格差が広がっている中で、このような現実をしっかりと肝に銘じて、私たち議員もそうですけれども、関係者の皆さん

も心して対応していただきたいということを本当にお願ひしたいと思います。

そして、医療相談室ですが、本当にこの医療相談室ができて、患者の皆さん、家族の皆さんは本当に安心していると思います。私もこの医療相談室に相談したことがあります。親切に対応してくださっていますし、ソーシャルワーカー、ケースワーカー等もきちんと対応してくださっています。私は、この充実を本当にもっともっと高めていただきたいということをまずやりたいと思います。

そして、続けていいでしょうか。第3の質問に対しての診断書作成についてですけれども、これも医師不足との関係でこのようなケースが起きているということを伺いました。本当にこれはもう患者ばかりではなくて、さまざまな影響に広がっているのだなということを改めて伺いましたので、より皆さんのこれからの取り組み、しっかりとさせていただきたいということを期待いたして、第3の質問を終わります。

第4の地域医療構想についての質問ですけれども、なかなか医療構想が動かないということで、私も何回かここに聞きに来たりなんかしたのですけれども、国のガイドラインを受けて、ようやく青森県の地域医療構想調整会議設置要綱ができたのがことしの8月2日だということで、ああ、これから動くのだなということがわかりましたけれども、この中に下北の構成員が書かれていました。むつ下北医師会、薬剤師会、看護団体、医療保険者、それからむつ総合病院、むつりハビリテーション病院、それから大間病院の代表、それから介護事業者2人、それから各5町村の介護担当者というメンバーということで県の通知がされていますけれども、やはりこの中を見ますと住民とか患者の代表が入っていないのです。これは、ガイドラインの指導によって、県がこのような中身をつ

くったと思うのですが、これは県議会でありませ
んの、ここで申すことはできませんけれども、
しかし私地域医療構想策定ガイドライン、この厚
労省のガイドラインをちょっと見てみますと、こ
のガイドラインの中には、都道府県において医師
会等の医療関係者や保険者、市町村だけではなく、
住民との十分な連携のもと地域医療構想を策定す
るとともにという、このような文章があるのです。
そうすると、県としてはこの文章をちょっと薄め
たという気がいたします。そして、この県がつく
った構成メンバーの中に住民、患者の代表が入っ
ていないということは、ちょっと不安な点があり
ます。そういうことで、厚労省のガイドライン、
その趣旨を生かすという意味で、住民とか患者の
代表の意見を聞く、このような機会を設けるとか、
この委員の中に追加するとか、このようなことは
考えていないのでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） あくまでも県のお考えで
ございますので、その点をご理解いただきたいと
思います。

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 県の指導ののっとなってやると
いう管理者の答弁でした。しかし、この地域医療
構想は、本当に住民にとって大きな影響があるも
のと思います。この中に、もっともっと住民、患
者の意見を、声を上げてほしいというのは私だけ
ではないと思うのです。この委員の中に入らない
にしても住民の声、患者の声を聞く機会を設ける
ということではできると思うのですが、もう一度再
質問、再答弁、お願いいたします。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） まず、患者さんのご意見
をその病院の行政に反映するという事は、これ
は常に我々やっていることであります。

この地域医療構想というのは、県が主導でやら

れている問題ですので、その県の考え方にに基づい
て委員を構成しているということだと私どもも認識
しておりますので、我々に住民の意見反映しろと
いう形で要望されてもそれは少し要望先が異なる
のではないかと、このように考えております。

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） それでも町内会等でさまざま
な意見を聞くとか、アンケートをとるとか、この
ようなことはむつ市としてはできるのではないで
しょうか。それに、この下北医療圏というのは本
当に地理的にも広い、さまざまなほかの地域と違
う地理的な条件、冬期の厳しい交通状況、市町村
のさまざまな条件の違い等があります。もっとも
っと周りの人たちの意見も聞く、そのような私は
施策が必要ではないかなと思います。それでも同
じ答弁でしょうか。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 民意というか、患者さん
の意見を反映させるという仕組みというのは、さ
まざまあると思います。

ただ、今回この構想調整会議の中には、医療機
関、市町村、医療及び介護の関係団体で構成する
というふうになっております。この方々は、基本
的には常に患者さんと接している方々ですし、我
々民意の代表として参加するということになりま
す。

あらゆる物事について、直接民意を反映する仕
組みが私は正しいとは思いません。今回県は間接
的に民意を反映させる、こういった仕組みをとっ
たということで私どもは理解しておりますので、
その点は繰り返しになりますけれども、ご理解を
いただきたいと思ひますし、要望先として我々が
ふさわしくないということはあえて繰り返し申し
上げさせていただきたいと思ひます。

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 管理者の方の意見はわかりま

した。

ただ、この地域医療構想会議委員に住民の参加なしということで指摘している東大の大学院の연구원の方は、住民が参画して地域の実情を理解することで、構想はより実効性を持つはずだというふうな指摘をしています。どうも管理者の意見に対しては、本当にまだ納得いきませんけれども、より多くの住民の意見を反映して、何とか実効性のある地域構想をつくっていただきたいということを述べて、この4番の1つについては終わりたいと思います。

それから、私が不安を持つのは、この県の地域医療構想の流れを見ますと、在宅へ、介護へというふうな流れになっています。しかし、介護の施設がまだまだ足りない、そして在宅で患者さんを見とると、みとらないまでも見守るといふような体制が本当にできるのだろうか、そのような本当に不安を持っています。

そして、地域医療構想の視察に来た共産党の高橋ちづ子さんと五所川原の市長さんとの懇談の中で、平山市長は在宅医療をふやすといっても医師不足のままでは厳しい、医師はまだまだ確保されないというふうな不安の声を述べておりますが、管理者の方はこのような声をどのように受けとめておりますでしょうか。この答弁をいただいて、最後としたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 五所川原について我々が論じる立場にないことは、言うまでもないことでありますけれども、我々として医師不足という状況が続いていると、そういった意味で地域包括ケア、これをすぐれた形で実現するにまでも私は至っていないということもあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、下北医療センターとしては、常に弘前大学と連携を図りながら医師確保に努めているということを申し上げたいと思

ます。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） 工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） ありがとうございます。これからさまざまな場面で住民の声を伝えながら私も発言していきます。

以上で終わります。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第11号

○議長（斉藤孝昭） まず、議案第11号 平成28年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。岩泉盛利議員。

○10番（岩泉盛利） 11号の補正予算については異議ございませんけれども、これに関係して院長からお聞きしたいのですけれども、昨年12月議会、大間定例会におかれまして、一般質問の中に大間病院に整形外科医の先生の派遣をお願いしたいというような一般質問がございました。副管理者である大間町町長は、今までもお願いしてきたのでありますが、これからも下北医療センターについてお願いしていくという答弁でありますが、私も医療センター議会の一人として整形外科医に対しては理解をしているところでございます。5名の整形外科医が4名になったということで、週1回の大間病院に対しての先生が派遣できなくなったということは前々から聞いておりますが、今回4名が5名になった。5名になったことにおいて、

大間病院に派遣できるのかなと思っておりましてけれども、その1名の先生は今休暇途中であることを聞いておりますが、それがいつになるのか、出てこられて、大間病院に、大間病院だけでなく、先ほど一般質問もごさいますけれども、派遣できるようになるのかということをごどのように考えて今後の対応をしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） お答えいたします。

整形外科医の下北医療圏に対する派遣、以前むつ病院のほうから派遣していた部分についてですけれども、今は4月から5名で勤務しておりますが、1名の方、女医さんでありまして、子供が生まれたばかりということでもまだちょっとその気持ちは調整は図ってはおりますが、まだ今のところそれはかなわないということで、今後も改めて整形外科の先生方と協議、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） 岩泉盛利議員。

○10番（岩泉盛利） それは聞いて理解しておりますけれども、今後の対応、この先生が出てくれば大間病院に派遣することができるのか。できないのであれば、医師の確保として弘大ばかりでなく、ほかの大学からも要請してもらえるのではないかと、このように考えますので、もう一度答弁をお願いしたい。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、そもそも下北医療センターが発足した経緯、あるいは我々が下北医療センターとして一部事務組合を構成しているということの意味は、まずむつ総合病院で医師を確保しながら、そして各診療所に対して必要な医師を派遣していくと。今

回の場合は、今岩泉議員からご指摘あったのは整形外科でありますけれども、ほかの診療科におきましても同じような形でできるということが理想型になります。

ただ、一方で現状は、むつ総合病院の中においても、例えば内科の待ち時間が4時間になっているということを見ると、これ内科ですけれども、非常に医師が不足している状況です。我々としては、まずは弘前大学との関係で医師派遣ということ、ただお願いするだけではなくて、さまざまな今取り組みも模索しております。そうした中で、医師を派遣していただくということ、さらにはほかの大学にも少しご協力をいただくという形も現在少しずつですが、検討しているということですので、この大間病院に対して整形外科が行くということは、事務局長、これ以上答弁できないと思いますので、今お休みになられているお医者さんが戻って5人になって、初めてまた議論できることだと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいな、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（斉藤孝昭） 岩泉盛利議員。

○10番（岩泉盛利） 管理者の答弁、ありがとうございました。理解いたしますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○議長（斉藤孝昭） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第12号 平成27年度一部事務組合下北医療センター決算を議題といたします。

ここで平成27年度一部事務組合下北医療センター決算について監査委員の意見を求めます。監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） それでは、平成27年度一部事務組合下北医療センター決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました一部事務組合下北医療センター決算報告書をはじめ、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

予算の執行は、地方公営企業法ほか、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、また経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

平成27年度決算は、収益的収支では6億2,289万2,290円の純利益を生じましたが、前年度において新会計基準への移行処理が終了し、本年度は新会計基準のもと、平年度化したものと捉えております。

不良債務額は、風間浦診療所における不良債務が解消され、センター全体で2億838万3,171円となり、前年度と比較して3億8,736万2,408円減少、圧縮しております。資金不足比率は、資金不足額が発生していないことから、算出されておらず、前年度の1.4%から改善となっております。これにより、平成25年度策定の一部事務組合下北医療センター資金不足等解消計画の目標の一つが達成されました。

さて、昨今の人口減少等に伴う患者数の減少や、医師の確保等、病院経営を取り巻く環境が厳しい

中で人工透析センターの建設に取り組むなど、医療体制の整備に努めているところではありますが、その一方でむつ総合病院の一般病棟改築等、今後の経営に大きな影響を及ぼす課題も残されております。

このような状況の中、総務省では平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインを策定し、また青森県においては青森県地域医療構想が平成28年3月に策定されたところであります。

今後においては、これらを整合させる形で踏まえ、新改革プランを策定の上、経営の効率化を図るとともに、変容が見込まれる地域の医療ニーズに的確に対応するために、各医療機関等との適切な役割分担と緊密な連携のもと、地域の実情に応じた質の高い医療提供体制の再構築を図ることが必要となってくるところであります。このことから、これらの取り組みに鋭意努めることを切に望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配付の決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（斉藤孝昭） これで監査委員の意見を終わります。

それでは、平成27年度一部事務組合下北医療センター決算について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり認定されました。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(斉藤孝昭) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第127回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時03分

◇報告第2号

○議長(斉藤孝昭) 次は、報告第2号 平成27年度一部事務組合下北医療センター継続費精算報告書を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長(斉藤孝昭) 次は、報告第3号 平成27年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第4号

○議長(斉藤孝昭) 次は、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 齊 藤 孝 昭

一部事務組合下北医療センター議会議員 菊 池 光 弘

一部事務組合下北医療センター議会議員 正 根 秋 雄